

ECサイト活用支援事業業務委託 仕様書

1 委託事業の目的

コロナ禍における消費者の生活様式が変化したことにより、食品EC市場規模は拡大し、今後も同市場は拡大していくと考えられます。そこで、各事業者が自社の戦略に沿ったECサイトの運営ができるよう事業者の支援を行っていくことを目的とします。

2 事業主体

三重県

3 委託事業の内容

(1) 委託事業名

ECサイト活用支援事業業務委託

(2) 委託期間

契約の日から令和6年3月15日（金）

(3) 委託内容

①全体研修（1回）

農林水産物、食品及び地場産品を県内で生産・製造・販売する事業者のECサイトの磨き上げに関する以下のア～エの内容を盛り込んだ研修会とする。参加対象事業者は自社ECサイトの磨き上げを希望する県内事業者とし、100名程度を想定に広く募集することとする。

参考：三重のお宝マーケット (<https://allmie.net/>)

開催方式は対面とオンラインを組み合わせたハイブリッド方式で行うこととする。

ア 自社商品のブランディングやマーケティング方法

イ ECサイト運営のポイント

ウ SNSと連携したECサイトの運営方法

エ ECサイトの磨き上げ取組事業者の成功事例紹介

②実践研修（3回）

参加事業者のECサイトにかかる課題解決のための内容を盛り込んだ研修会を実施すること。

参加対象事業者は①の研修に参加した事業者から自社ECサイトに課題を抱えている10事業者程度とする。なお、事業者の選定にあっては、県と協議のうえ決定することとする。

開催方式は原則対面で行い、参加事業者の課題ごとにきめ細かな指導を行い、③で示すPR機会において磨き上げたECサイトをPRできるようにすること。

研修時間内に参加事業者同士の交流（意見交換やグループワーク等）の時間を設けること。

③PR機会の創出

研修のモチベーションを高めるため、②の研修で磨き上げたECサイトのPRの機会を設けること。PRの方法については、少なくとも以下のア～イを実施することとし、いずれも三重県らしいイメージで統一感のある演出・装飾とすること。

ア 食や工芸品等に関心がある層をターゲットとしたメディア、WEBまたはSNS等の広報媒体を2つ以上活用した情報発信

イ 首都圏等の適切な小売店等において、出展事業者のECサイトのPRや商品の販売・試食等を行うイベントの実施

なお、小売店でのイベントにおいては、希望する②の受講者が店舗で対面にてPRできるようにし、販売や試食等の方法は商品の種類や店舗の方針に応じて、受託者が調整すること。また、イベントに参加する受講者の交通費や宿泊費、試食等に使う商品代金や送料は受講者の負担としてよいが、可能な限り受講者が店舗で直接PRしやすいよう工夫すること。

(4) 留意事項

- ① 研修会場は本県内の会場とし、交通の利便性や駐車場の有無等を考慮し、県と協議のうえ、選定することとする。なお、会場が有料である場合には、委託費に含めること。
- ② 研修会の参加事業の募集及び実施に必要な機材やシステム環境の準備は、受託者の責任により行うこと。
- ③ 全体研修及び実践研修の各研修終了後に、参加事業者へのアンケート調査を実施すること。調査事項は、県と協議のうえ、決定することとする。
- ④ 事業実施にあたって、著作権等の利用を含め、関係機関への許可申請が必要な場合は、原則受託者において手続きを行うこと。また、開発商品等について、商標権等他者の権利を侵害していないことについて、受託者においても十分留意すること。
- ⑤ 本仕様書に記載のない事項が生じた場合には、県と受託者が協議のうえ、決定すること。

4 委託料および経費等

本事業は、委託料の範囲内で実施すること。なお、対象経費は事業の実施に真に必要なものに限るものとする。

5 著作物の利用および著作権

- (1) 成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む。）および成果品のうち発注者または受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品等の引渡しをもって発注者に譲渡されるものとし、その成果品等中のデータや

写真、イラストなどについては、発注者が作成する印刷物やホームページ等に自由に使用できるものとする。

- (2) (1) により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引き渡し時点までに当該著作権を取得したうえで発注者に譲渡すること。
- (3) 成果品等のうち、(1) の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、発注者が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において発注者および発注者が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ）できるものとする。
- (4) 成果品等のうち、(1) の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、発注者が成果品を利用するために必要な範囲において発注者および発注者が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得ること。
- (5) 発注者は著作権法第 20 条第 2 項、第 3 号および第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (6) 受託者は、(1) に基づき発注者に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
- (7) 受託者は (2) に基づき発注者に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
- (8) (6) (7) の著作者人格権の不行使は、発注者が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- (9) 著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価および経費は契約金額に含まれているものとする。
- (10) 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用し、または改変する場合は、書面により発注者に届けるものとする。

6 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）を報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を報告すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、本県が管理する施設内において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯すること。

7 納品する成果品

事業が完了した場合には、次の資料を令和6年3月15日（金）までに、県産品振興課に紙媒体1部および電子媒体（CD-ROM等）1式を提出すること。

- ① 事業実施報告書（A4版・カラー）
- ② 県が成果品として提出を求めるもの

8 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

9 委託料の支払方法及び支払時期

- (1) 業務委託料は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。
- (2) 上記に関わらず、本業務を実施するにあたり必要がある場合は前金払いをすることができるものとする。

10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

11 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 三重県に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が（1）イまたはウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

12 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応すること。

13 事業実施に係る留意事項

- (1) 本事業は、公的事業であることを十分認識し、適正な事業および経費の執行に努めること。本事業の実施に当たっては、総勘定元帳、決算書類、出納整理簿、支払振込書および請求書や納品書等の会計関係帳簿類並びに事業に従事するスタッフ等の労働者名簿、出勤簿、業務日誌、賃金台帳、賃金等口座振込書および社会保険等書類等の労働関係帳簿類を整備するとともに、本事業とその他の事業との経理を明確に区分すること。
- (2) 本事業は、事業の終了後も含めて、今後、三重県監査委員等や会計検査院の検査対象となる場合があるので、検査に積極的に協力するとともに、事業の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。また、(1)で規定する会計関係帳簿類、労働関係帳簿類および通帳並びに業務日誌等を事業終了後5年間保存しておくこと。
- (3) 本事業を実施するに当たり、三重県と十分な打合せを行うとともに、打合せのための資料作成および議事録等の作成を行うこと。
- (4) 本事業の経費をもって、他の業務の経費をまかなってはならない。
- (5) 人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。
- (6) 備品等購入（機械、器具の購入等）は認めない。また、事業実施に必要となる機械器具等については、原則リース・レンタルにより調達すること。
- (7) リース・レンタルの契約においては、効率的に締結されるよう入札実施や複数の者から見積りを徴取する等により適正に取り扱うこと。
- (8) リース・レンタル契約の終了後、無償等で借り手に所有権を譲渡する旨の特記のある契約については、実態が購入による財産取得と変わらないこと等からリース・レンタル契約終了後、貸し手にリース・レンタル物件を返還する（所有権の移転が生じない）契約とすること。
- (9) 受託者は、本事業に従事する労働者の使用者として、労働基準法、労働者災害補償保険法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣事業の適正な運営の確保および派遣労働者の保護等に関する法律、その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ、責任をもって労務管理を行うこと。

14 その他

- (1) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとします。また、個人情報保護法第176条、第180条および第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則がある。
- (2) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- (3) 感染症の拡大など、不測の事態により委託業務の内容に変更が生じる場合は、三重県と受注者が協議のうえ、委託料を減額する場合がある。
- (4) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。
- (5) 事業実施にあたり、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容につ

いては、三重県と受注者が協議のうえ実施するものとする。

15 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町1-3番地

三重県雇用経済部 県産品振興課 県産品販売促進班

TEL : 059-224-2336 FAX : 059-224-3024 E-mail : syokusan@pref.mie.lg.jp

担当 : 伊藤、植村